

議案第 73 号

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 11 月 21 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成 26 年政令第 313 号)が平成 26 年 9 月 25 日に公布され、同年 12 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年箱根町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項第 1 号中「第 4 条第 2 項第 2 号、第 5 号若しくは第 10 号若しくは第 3 項第 2 号」を「第 13 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号、第 9 号又は第 13 号」を「第 13 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。